

## 南房総市広報みなみぼうそう有料広告掲載要綱

平成19年12月21日

告示第166号

改正 平成22年2月17日告示第13号

平成23年3月15日告示第21号

平成24年3月14日告示第24号

平成26年2月18日告示第17号

平成29年3月29日告示第40号

令和2年1月6日告示第1号

令和2年11月17日告示第191号

(目的)

第1条 この告示は、広報みなみぼうそう（以下「広報紙」という。）に広告を掲載することに関し、南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年南房総市告示第176号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置等)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙最終面の下3段の6枠及び広報紙中面の下3段の6枠とし、左右又は上下に接する2枠を結合して掲載することができるものとする。

2 広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 1種広告 縦45ミリメートル、横86ミリメートル
- (2) 2種広告 縦45ミリメートル、横174ミリメートル
- (3) 3種広告 縦92ミリメートル、横86ミリメートル

3 広告の色は、広報紙最終面は多色刷りとし、広報紙中面は黒と市指定色の2色とする。

(広告掲載料等)

第3条 月額 of 広告掲載料は、次に掲げる額とする。

- (1) 1種広告 多色刷り 10,480円、2色刷り 8,380円
- (2) 2種広告 多色刷り 20,950円、2色刷り 16,760円

(3) 3種広告 多色刷り 20,950円、2色刷り 16,760円

2 1回の申込みにより、同一の年度に発行される複数の広報紙に3号以上連続して広告を掲載する場合は、広告掲載料の総額から別表に掲げる号数の区分に応じ、当該減額割合を乗じた額を減ずるものとする。

(広告の申込み)

第4条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「広告依頼者」という。）は、掲載を希望する広報紙発行日の30日前（南房総市の休日に関する条例（平成18年南房総市条例第3号）第1条に規定する休日を除く。）までに広報みなみぼうそう広告掲載申込書（別記第1号様式）に必要書類を添え、市長に申し込まなければならない。

(掲載可否の通知)

第5条 基本要綱第8条第2項の通知は、広報みなみぼうそう広告掲載決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第7条 市長は、広告依頼者又は広告内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 当該広告を掲載することで、広報紙の公共性を害するおそれが生じたとき。
- (3) 広告依頼者から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を取り消すことが必要であると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第8条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告依頼者の責めに帰することができない事由によって広告を掲載できなかったとき、市長が特に還付する必要があると認めるとき、又は掲載号発行日の15日前（南房総市の休日に関する条例第1条に規定す

る休日を除く。)までに広告掲載の辞退の申出があったときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告を掲載することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月17日告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による改正後の「広報みなみぼうそう」有料広告掲載要綱別記第1号様式は、この告示の施行の日前においても使用することができる。

附 則 (平成23年3月15日告示第21号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日告示第24号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日告示第17号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和2年1月6日告示第1号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月17日告示第191号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

号数	減額割合
3号	5%
4号	10%
5号	
6号	
7号	15%
8号	
9号	
10号	20%
11号	
12号	

別記第1号様式(第4条関係)

広報みなみぼうそう広告掲載申込書

年 月 日

南房総市長

宛

住所(事業所所在地)

申込者 氏名(事業者名)

電話番号

南房総市広報みなみぼうそう有料広告掲載要綱第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載を希望する号 年 月号から 年 月号まで

2 掲載希望の色及び大きさ 多色・2色 種広告

3 広告料金 円( 回掲載分)

4 必要書類

(1) 掲載しようとする広告の版下

(2) 業務内容を明らかにする書類(入札参加資格審査申請をしている場合は不要)

(3) 南房総市税の完納証明書(次のいずれかに該当する場合は不要)

ア 入札参加資格審査申請をしているとき。

イ 本市に納税義務がないこと又は本市への納税状況を調べるため、次の同意事項に同意するとき(同意事項の右欄にチェックしてください。)

同意事項	
広報紙に広告を掲載するため、私の市税の納付状況を南房総市職員が確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

別記第2号様式(第5条関係)

広報みなみぼうそう広告掲載決定通知書

年 月 日

様

南房総市長



年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載(する・しない)ことに決定したので通知します。

記

1 掲載内容

- (1) 掲載号 年 月号から 年 月号まで
- (2) 色及び大きさ 色 種広告
- (3) 広告料金 円( 回掲載分)

2 掲載条件

南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱及び南房総市広報みなみぼうそう有料広告掲載要綱を遵守すること。

3 掲載しない場合の理由

別記第1号様式 (第4条関係)

別記第2号様式 (第5条関係)